

特別養護老人ホーム潤生園(介護老人福祉施設)運営規程

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人小田原福祉会が開設する特別養護老人ホーム潤生園が行う、介護老人福祉施設事業(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定めたものである。

(運営方針)

第2条 事業所の職員等は、常に利用者の人格と意思を尊重し、利用者の立場にたって、施設サービス計画に基づき、多職種と協力して利用者が可能な限り自立し、居宅への復帰ができるように介護に努める。

2. 食事・排泄・入浴等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の提供、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話等を行うことによって、要介護者が自分の能力に応じた日常生活が出来るように介護に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所等は、次のとおりとする。

1. 名 称 特別養護老人ホーム 潤生園
2. 所在地 小田原市穴部377
3. 定 員 100名

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

« 2024 年 3 月 1日現在 »

(1)管理者 1名(資格:介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉士)

管理者は、事業所の職員等及び業務の総合的な経営管理を行う。

(2)介護支援専門員 1名(資格:介護福祉士・介護支援専門員)

介護支援専門員は、介護老人福祉施設サービスの利用申し込みに伴うアセスメント・意向を尊重した施設サービス計画の作成及び見直し等を行う。

(3)生活相談員 1名以上(資格:介護福祉士)

生活相談員は、介護老人福祉施設サービスの利用申し込みに係わる調整、相談援助及び利用者の入退所業務等を行うとともに、自らも施設サービスの提供に努める。

(4)介護及び看護職員、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

常 勤 40 名以上(資格:介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者等)

非常勤 10 名以上(資格:介護福祉士、介護職員初任者研修等)

介護職員は、利用者に対し、施設サービスの提供に努める。

看護職員 5名以上

看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。
看護職員は、要介護者の健康管理及び傷病の治療に努める。

(5)医師 非常勤(内科医)1名のほか内科、精神科、耳鼻科、歯科等の専門医を嘱託。

医師は、要介護者及び職員の健康管理に当る。

看護職員は、要介護者の健康管理及び傷病の治療に努める。

(6)管理栄養士 常勤 1.5 名以上

管理栄養士は、利用者の嗜好を尊重し、エネルギーの消費量と摂取量のバランスを考慮して食べて頂ける食事、献立の作成及び調理の指導に努める。

(7)調理員 5名以上

調理員は、利用者一人ひとりの調理を基本に食べて頂ける食事作りに努める。

(8)機能訓練指導員 常勤 1名以上

機能訓練指導員は、要介護者の機能訓練に当る。

2. 職員の定数は、指定介護老人福祉施設及び指定委託サービスの配置基準の定数を下廻らないように確保することに努める。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 365 日年中無休
2. 営業時間 24 時間
3. 電話等により、24 時間常時連絡可能な体制とする。

(施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 サービス内容は次のとおりとし、介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準により、別紙1(サービス利用料金表)に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:サービス利用料金の1割、2割又は3割(利用者の「介護保険負担割合証」による)に居住費、食費を加えた額)とする。

なお、介護保険の給付対象外サービスについては(2)の利用料金とする。

(1) サービス内容

食事・入浴・排泄等の介護, 相談及び援助, 社会生活上の便宜の提供, 日常生活上の世話, 機能訓練, 健康管理, 療養上の世話, その他

(2) 介護保険の給付対象外サービス

■特別な食事 …〔実 費〕

■理 容 … 理容師の来園による理髪サービス

〈料 金〉 …〔1回 1500 円〕

■事務手数料 … 印鑑等貴重品管理及び諸手続き代行サービス

〈料 金〉 …〔1か月当たり 1000 円〕

■特別希望の教養娯楽等の提供, レクリエーション行事等〔実 費〕

■特別希望の生活用品の提供〔実 費〕

■私物のクリーニング代金〔実 費〕

■インフルエンザ予防接種〔実 費〕

■特別な処置・ポータブル胸部X線撮影〔実 費〕

(会議及び専門部会)

第7条 事業所の円滑な運営を図るため経営会議・職員全体会議・各部専門部会及び課題別委員会を設ける。

2. 経営会議は、エリアマネジャー(必要があるときは課長, 所長等を含む)を以って構成し、毎月1回理事長を中心に施設経営の連絡調整をはかる。
3. 職員全体会議は、施設運営の在り方を全員で協議するほか、職員資質の向上をはかるため全体研修を行う場として開催する。
4. 各部専門部会は、それぞれ各部署の業務の円滑を図るため必要ときに随時開催する。
5. 課題別委員会は理事長が指名する職員により必要な課題ごとに構成し、調査・研究及び会議により意見を集約し、施設の運営管理に役立てる。

(入 所)

第8条 施設入所は、介護保険法に基づき、利用者との契約により行うものとする。

(退 所)

第9条 次の場合、契約の終了とし、関係者に連絡して退所の手続きをとるものとする。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定されたとき。
- (3) 第8条の「利用者との契約」を解約したとき。
- (4) 利用者が第13条の「利用者の義務」に違反し、その行為が継続すると認められるとき。

(死亡時の葬祭)

第10条 利用者が死亡した際に葬祭を行うものがないと想定されるときは、あらかじめ、入所時に死後の処置を協議し決定しておくものとする。

(損害賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(緊急事態への対応)

第12条 看護及び介護職員等は、利用者の病状が急変し、または緊急事態が生じたときは、速や

かに嘱託医、主治医または協力医療機関及び家族に連絡するとともに、必要な措置を講じ、その結果を事業所の管理者に報告しなければならない。

(衛生管理)

第 13 条 事業所の管理者及び職員は施設の保健衛生のため、次の事項の実施に努めなければならない。

- (1) 衛生知識の普及指導
- (2) 年2回以上の害虫駆除
- (3) 必要な箇所の消毒
- (4) その他施設の保健衛生のため必要なこと

(協力医療機関)

第 14 条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、予め協力病院を定めておく。

2 施設は、治療を必要とする利用者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

協力病院は下記の通り

病 院 名	住 所
大内病院(総 合)	南足柄市中沼 594-1
井上医院(内 科)	小田原市上新田 13-1
辻村歯科医院(歯 科)	開成町吉田島 951 番地
城山クリニック(精神科)	小田原市城山 2-3-46 TS ビル 2F

(利用者の義務)

第 15 条 利用者は事業所及び他の利用者と協力し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦を図るよう努めるものとする。

2. 外出及び外泊

利用者は、外出(短時間のものは除く)または外泊しようとするときは、予め外出外泊先、施設へ帰着する予定日時などを担当職員に申し出るものとする。

3. 衛生保持

利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

4. 身上変更の届け出

利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに職員に申し出るものとする。

5. 利用者は、施設での平穏な生活を維持するため、喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけ、または指定された場所以外での喫煙を厳に慎むものとする。

6. 利用者が、故意又は過失によって施設(設備及び備品)や他人に損害を与え又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状を回復しなければならない。

(守秘義務)

第 16 条 事業所の管理者及び職員は、介護サービスを提供する上で知り得た利用者または家族等に関する事項を理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は契約が終了した後も継続する。

2. 事業所は利用者が医療機関に入院する必要があるときは、利用者の諒解を得て心身等の情報を医療機関に提供できるものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、事業所は利用者がサービスを利用されるにあたり、利用者の情報提供が必要な場合には、利用者またはその家族等の同意を得て行う。
4. 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 17 条 施設は、利用者からの苦情に迅速に且つ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、生活相談員が必要な措置をとるものとする

2. 施設は、提供するサービスに関して市町村からの文書の提出及び提示を求め、又は市町村職員からの質問及び照会に叔父、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとし、市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行うものとする
3. 施設は、サービスに関する利用者からの苦情に関して神奈川県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、神奈川県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善をするものとする

(事故発生時の対応)

第 18 条 施設は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとし、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設の責めに帰する自由によらない場合は、この限りではない

(身体拘束)

第 19 条 事業所は、原則的に身体拘束は行わない。ただし、緊急やむを得ない場合は『身体拘束等「行動制限」についての取扱要領』に基づいて行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 20 条 当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を

講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置当を活用して行うこともできるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第 21 条 事業所の管理者は非常災害に備えて防災計画を策定するとともに、定期的に消火、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2. 利用者は、事業所が別に定める防火管理規程に従い、施設の防災対策に協力するものとする。

(職員研修)

第22条 事業所の管理者は、職員等の資質の向上を図るため次のとおり研修の機会を設け、積極的に参加させるものとする。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修 (OJT・OFF-JT・SDS)
- (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修 年 2 回以上
- (4) 事故防止のための研修
- (5) 身体拘束等の適性化のための研修(年 2 回以上)
- (6) 虐待防止のための研修(年 2 回以上)
- (7) 看取り、精神的ケアに関する研修

第23条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、ご利用者、ご家族、取引先、その他利害関係者等により、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等 必要な措置を講じる。

2 ハラスメントは、サービス提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与える。下記の様な行為があった場合、必要に応じて、サービス対応の見直し等を行う。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4) 長時間の電話、職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、その他行為

(規程にない事項)

第 24 条 この規程に定める事項のほか、施設運営に関する重要事項は、社会福祉法人小田原福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年 9月 1日改正

平成15年 4月 1日改正

平成17年10月 1日改正

平成21年 4月 1日改正

平成25年 4月 1日改正

平成27年 4月 1日改正

平成29年 1月 1日改正

平成29年 4月 1日改正

令和2年 8月 1日改正

令和4年 8月 1日改正

令和4年 12月1日改正

令和 6 年 3 月15 日改正

令和 7年 6月22日改正